

第2次地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編の策定について

1 第1次地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編

(1) 計画の役割等

- ・八戸市環境基本計画の地球環境保全推進計画として策定
- ・区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出削減等のための総合的な計画
(地方公共団体の区域全体の温室効果ガス排出削減計画)

(2) 計画期間

| | | | |
|-------|--------|---|--------|
| 当初計画 | 平成22年度 | ～ | 平成26年度 |
| 第1回延長 | 〃 | ～ | 平成29年度 |
| 第2回延長 | 〃 | ～ | 令和元年度 |
| 第3回延長 | 〃 | ～ | 令和4年度 |

(3) 二酸化炭素削減目標及び実績

| | 第1次計画 | | |
|------|-------|--------|---------------------------------|
| | 年 度 | 目 標 | |
| | | 削減率 | 排 出 量 (万 t-CO ₂) |
| 基準年度 | 2007 | | 419.9 |
| 短期目標 | 2014 | △5.2% | 398.1 |
| 中期目標 | 2020 | △25.0% | 314.9 |
| 長期目標 | 2050 | △60.0% | 168.0 |

⇒最新統計データにより算出した
2019年度実績値は405.3万トン

(二酸化炭素排出量の推移については資料3-2を参照)

2 第2次計画の策定

(1) 背景（地球温暖化対策の推進に関する法律の改正）

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和4年4月1日）
- ・国が令和2年10月に宣言した「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけ。
- ・区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量削減のための施策（以下の4つの事項）に係る目標を定めることが新たに規定された。
 - ①再エネの利用促進
 - ②事業者・住民の削減活動促進
 - ③地域環境の整備及び改善
 - ④循環型社会の形成

(2) 審議内容

法改正の内容等を踏まえた第2次計画を策定するため、新たな二酸化炭素削減目標や削減に向けた取組、当該取組に係る目標（取組指標）等についてご審議いただきたい。

①国の削減目標と市の現状

| 国の目標 | 市の現状 | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-------|
| 2030年度 (2013年度 比削減率) | 2013年度 排出量 (万 t-CO2) | 2019年度 排出量 (万 t-CO2) | 削減率 |
| △46.0% | 443.7 | 405.3 | △8.7% |

②第1次計画における取組の体系

- ・主体別取組（市民、事業者、市）
- ・部門別取組（産業部門、運輸部門、民生部門、廃棄物部門等）

…資料3-3参照

⇒第2次計画においては、国が示したマニュアル等を参考として、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づく4つの事項（再エネの利用促進、事業者・住民の削減活動促進、地域環境の整備及び改善、循環型社会の形成）ごとに取組を整理するとともに、一部の数値化可能な取組に係る目標（取組指標）を設定。

⇒また、当該取組を第1次計画と同様に主体別、部門別に整理する予定。

3 第2次計画策定に係る今後の予定（案）

第3次八戸市環境基本計画の審議と並行して進めることとしたい。